



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年6月6日（金） 第10303号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○家畜伝染病発生報告（農政課）	2
監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	2
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（教育委員会管理課）	3
落 札	
○落札者等の決定（こころの健康センター）	5
○同（がんセンター）	6
正 誤	
○令和7年3月28日群馬県規則第28号（建築課）	6
○令和7年3月28日群馬県病院管理規程第2号（病院局経営戦略課）	7

■ 告 示

◎群馬県告示第145号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年6月6日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字川戸字神林2524の5・2525の5・2525の6・2531の3・2532の2（以上5筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第146号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和7年6月6日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所
豚熱	豚	患畜	2頭	令和7年5月9日	前橋市
豚熱	豚	疑似患畜	464頭	令和7年5月9日	前橋市

■ 監査委員告示

◎群馬県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人正田章倫の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

令和7年6月6日

群馬県監査委員 石 原 栄 一
同 平 田 稔
同 井 田 泉
同 森 昌 彦

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
田 中（北 原）陽 子	群馬県甘楽郡甘楽町福島1337番地1	令和7年6月9日～ 令和8年3月31日

村 越 芳 美	群馬県高崎市江木町484番地4	令和7年6月9日～ 令和8年3月31日
塚 原 督 成	群馬県高崎市東貝沢町4丁目2番地37	令和7年6月9日～ 令和8年3月31日
立 見 嘉 章	群馬県高崎市上小島町309番地19	令和7年6月9日～ 令和8年3月31日
宮 一 行 男	群馬県高崎市根小屋町2046番地2	令和7年6月9日～ 令和8年3月31日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達とは、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年6月6日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量 令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務

iPad 1,615台

Chromebook 105台

充電保管庫 38台

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所 盲学校ほか19校（詳細は、入札説明書による。）

(5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年6月20日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年7月4日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 過去5年間に於いて国又は地方公共団体が発注する同種の業務（校務用又は学習者用端末の導入及び運用保守）の契約を1回以上受注し、かつ、誠実に履行していることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を運用保守期間中円滑に行い得ることを証明した者であること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課 県立学校財務係 電話027-226-4547（ダイヤルイン） 電子メール kkzaimu@pref.gunma.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）による。
なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和7年6月6日（金）から同年7月16日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
ア 申請書等の提出期限 令和7年7月4日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
イ 申請等の提出方法 原則として、入札参加資格申請フォーム（<https://logoform.jp/form/9cfD/1043050>）による。ただし、フォームによる提出が困難な場合は、申請書等を上記(1)の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務の書類等在中」と朱書きすること。
ウ 入札参加資格の確認結果 令和7年7月10日（木）までに電子メールにより通知する。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年7月16日（水）午前10時 群馬県庁昭和庁舎2階 25会議室
なお、郵送により入札書を郵送する場合には下記ア～エの記載のとおり提出すること。
ア 書留郵便とし、令和7年7月15日（火）午後5時までに上記3の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛て親展で必着のこと。

イ 二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には氏名など及び「令和7年7月16日開札令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務に係る入札書在中 第〇回目」と朱書すること。※〇には1か2を明記する。

ウ 入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、何回目かを明記すること。また、外封筒には「令和7年度群馬県立学校1人1台学習用端末導入及び運用保守業務に係る入札書在中」と朱書きすること。

エ 入札書と合わせて入札参加資格書の写しを一部同封すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Introduction of one learning device per student for Gunma Prefectural Schools for FY 2025: iPad 1,615 units, Chromebook 105 units and charging storage 38 units

(3) Fulfillment period: From the contract date to March 31, 2031

(4) Fulfillment place: 19 schools including the School for the Blind

(5) Period for distribution of the tender documents: From June 6, 2025, to July 16, 2025

(6) Deadline for submission of application forms and required documents concerning bidding qualifications: 5:00 p.m. July 4, 2025

(7) Deadline for submission of tenders: 10:00 a.m. July 16, 2025 (In the case of tenders submitted by mail, they must arrive no later than 5:00 p.m. July 15, 2025)

(8) Contact information for the notice: Budget and Facilities Division, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570 Japan TEL 027-226-4547 (Japanese language only), E-mail: kkzaimu@pref.gunma.lg.jp

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年6月6日

群馬県こころの健康センター所長 佐藤 浩 司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 精神科救急医療に係る移送支援業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県こころの健康センター 群馬県前橋市野中町368番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社スター交通 群馬県邑楽郡大泉町坂田256番地2
- 5 随意契約に係る契約金額 36,998,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年6月6日

群馬県立がんセンター院長 柳 田 康 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 MRI装置（1.5テスラ）保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年3月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 栗原レントゲン株式会社 群馬県前橋市下小出町3-23-1
- 5 随意契約に係る契約金額 47,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

■ 正 誤

○規則正誤

令和7年3月28日群馬県規則第28号（群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10285号	44	上欄	4～5	第十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に一項を加える改正規定	第十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定

○病院管理規程正誤

令和7年3月28日群馬県病院管理規程第2号（群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第10285号	62	下欄	21	職社をくゝ	職社を職進する
	63	上欄	21	短少長十・一五	短少の長十・一五

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
